

1.新型コロナウイルス感染症対策

今年に入ってから急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響は、学校の一斉休校、移動の制限、経済活動の自粛、労働者の雇止めなど、あらゆる社会活動に及び、多くの人々の暮らしが劇的に変化しました。引き続き、厳しい状況に置かれている個人や事業者、団体への支援が必要です。

■学校・社会教育施設

1. 新型コロナウイルス感染症に関して正しい知識を子どもたちに伝え、感染者への偏見や差別が生まれないようにすること。
2. 休校措置に伴い、ドリルパーク等のオンライン教材を活用する場合は、インターネット接続環境がない家庭でも学習できるように機器の貸し出し等を行うこと。病気で長期入院している子どもの学習にも、同様の機器や教材を活用すること。
3. オンラインでの教育手法を活かす一方で、オンラインでは行き届かない面についても十分配慮した上で活用を進めること。
4. 公民館や図書館は運営の工夫をし、感染症拡大時でも子どもたちの居場所として開館できるようにすること。

■放課後の子どもの居場所

1. 子どもルームの新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省の指針(一人あたりの専有面積1.65㎡)の適合状況と、手洗いや換気の全調査を行い、整備をすすめること。

■悩み相談・心のケア

1. ホームページ上の「新型コロナウイルス感染症に関する情報(特設ページ)」に、DV・虐待の項目を追加し、「千葉市配偶者暴力相談支援センター」や全国共通ダイヤル「189」等の周知を行うこと。
2. 妊娠・DV・性暴力被害や、子育ての悩み、子どもの悩み等をLINEで受け付ける相談窓口を設置すること。
3. コロナ禍で若年層の望まない妊娠が増える懸念がある。「にんしんSOS」カードを県から入手して、若年層に身近な商業施設や学校のトイレに置いてもらえるよう働きかけること。
4. 障がい者や高齢者介護を担う家族、施設の職員など、コロナ禍で心身ともにストレスにさらされている方が、心のケア専門家に相談できる体制を作ること。

■ケア者のニーズ把握

1. 緊急事態宣言下で外出ができない間、家族が家庭で障がい者をケアする上で困ったこと等をアンケート調査で把握し、今後必要な支援を行うために活用すること。

■NPO法人等の市民活動支援

1. NPO法人等がオンライン会議や通信販売、寄付の受け入れ等をインターネットで行えるよう、ICT環境の導入を支援すること。
2. 国際交流協会や市民活動支援センター、社会福祉協議会、教育振興財団にはICT環境を整備し、登録しているボランティア団体等がその環境を利用してオンライン会議などをできるようにすること。

■避難所

1. 避難所での感染症対策は難しいため、「分散避難」や「在宅避難」「車中避難」が想定される。地域ごと、避難所ごとの対応策づくりを支援すること。
2. 感染症対策として避難所の増設や多様な避難所が必要となる。そのための財政補助を検討すること。

2.災害に強いまちづくり

昨年の台風被害に加え、感染症拡大下での避難対策も喫緊の課題となりました。なお一層、防災意識の向上に結びつく事業を進める一方、手助けが不可欠な市民への支援を加速させる必要があります。

■避難所

1. 避難所運営委員会が未設置の地域については、自治会や管理組合の組織を使って、防災活動を行うよう働きかけること。
2. 避難所運営についての動画は、章ごとに短く編集し直し、充分活用されるようにすること。避難所運営委員会だけでなく、自主防災組織にも活用を働きかけること。
3. 避難所運営については、地域の避難所運営委員会に対して避難所運営のノウハウを、黒砂地区等の例を参考に啓発すること。
4. 福祉避難室や福祉避難所の開設訓練をする箇所数を増やすこと。福祉避難所については、災害時対応マニュアルの作成や物資の提供など支援を行うこと。
5. 避難所での性暴力などを防ぐため、注意喚起のポスター、女性相談窓口案内のポスター、意見箱を事前に避難所の備蓄品に入れておき、開設したらすぐに掲示すること。
6. 避難所での性暴力などを防ぐため、平時から「みんなで考えよう一男女共同参画の視点で避難所運営を実践するための情報・ヒント集」などを地域で活用できるように、出前講座などに取り入れること。
7. 避難所のバリアフリー化を進めること。
8. 避難所になる体育館が酷暑酷暑にならないよう対策を講じること。
9. ペットを連れての避難については、同伴避難箇所の数を増やすこと。
10. ペットを連れての避難に備え、日頃からペットのしつけや物品の準備などおこなうよう、飼い主への啓発をおこなうこと。
11. ペットを連れての避難については、市としての基本方針を決めること。

■市民の防災活動・ボランティア

1. 自主防災組織の活動を活性化するため、近隣の自主防災組織同士の情報交換の場を多く設けること。
2. 防災ライセンス講座の開催については、講座の中に参加者同士の交流や意見交換(ワールドカフェ方式などを用いて)の場を組み込むこと。また、受講修了者の活動の場を設けること。

3. 防災アドバイザーが実際に活動できるよう、各地域の避難所運営委員会に割り振ること。
市民ネットワーク 2021年予算編成に向けての要望書 常時に受け入れ訓練や準備をすること。

5. 協力を申し出た民間事業所を、救援物資を配布したり、災害情報が分かる支援拠点として、指定できるような仕組みをつくること。
6. 防災井戸協力の家が停電により井戸が使えなくなった場合の電源確保の対応策を検討すること。
7. 市民による地区防災計画の策定を支援すること。

3.市の非正規職員の雇用

市の非正規職員は今年度から会計年度任用職員と名称が変わりましたが、正規職員とともに千葉市を支える人材として処遇改善は待たないです。

1. 会計年度任用職員も正規職員と同等の研修の機会を有給で設けること。
2. 会計年度任用職員が正規職員を希望した際には、受験資格における職務経験の年数の緩和と週当たり29時間勤務でも受験できるようにすること。

4.女性が生きやすい社会

女性施策については男女共同参画センターを核として調査研究、企画立案などソフト面の充実を期待するとともに、他部局とも連携し、千葉市の各所での展開を求めます

■女性の“働く”を支援

1. 男女共同参画センターは、女性が働くときに必要な基礎知識・情報、セクハラやパワハラへの対策などについて学べる講座を、働く女性が参加しやすい時間帯に、駅前などのアクセスの良い場所やオンラインで実施すること。
2. 男性の育児参加を促進するため、「千葉市育児休業取得促進奨励金制度」の意義を知らせること。
3. 女性若年無業者※への支援プログラムを男女共同参画センターでおこなうこと。

注) 若年無業者・・・15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者（内閣府ホームページより）

■障がい女性の受ける複合差別

1. 千葉市独自の女性障がい者を対象にした被害実態調査を行うこと。
2. 男女共同参画センターでのDV・暴力相談においては、福祉の分野と連携し、課題を解決すること。
3. 障がいのある女性が抱える性暴力や人権侵害の問題について職員研修に取り入れること。

5.市民参加と情報公開

市民がさまざまな分野で主体的に活動するために、相談と情報発信の機能を持った活動拠点を区ごとに設置するなど、参加しやすい環境を整えることが必要です。SNSの活用・紙媒体についても工夫して情報を発信することを求めます。

1. 市民に公開される会議（審議会等）の議事録は、次の会議前までにホームページ上に速やかに公開すること。
2. 教育委員会会議の開催予告を、速やかにホームページに掲載すること。
3. 教育委員会会議は、傍聴者から委員が見えにくく、誰が発言しているかわからないため、発言者を呼名してから発言すること。
4. 地域活性化支援事業の審査については、女性を含む外部審査委員を半数以上にすること。地域活性化支援事業の公開審査や活動報告の発表の場を多くの人に見てもらえるよう時間帯や曜日工夫し充分周知すること。
5. 各区に市民活動支援センターと同等の相談窓口や情報提供機能を置くこと。また、オンラインでも対応できるようにすること。
6. My City Reportについて、活用方法を市民に周知すること。
7. 外国人住民へは、「かながわ国際交流財団多文化共生・協働推進グループ」の発信を参考に、実生活に即した情報が分かるよう工夫すること。
8. 公文書・地域回覧チラシ、貼り紙などにはユニバーサルフォントを使用すること。
9. 千葉ボランティアネットワークでボランティアに関する情報を一元化すること。

6.性の多様性の尊重

LGBTについて、一般社会では知られてきていますが、当たり前生きるための人権の問題と捉える人はそう多くない状況です。まずは市役所、医療機関、学校など公的なところから、理解をしっかりと広げることが大切です。

1. 性の多様性理解のため、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」や、千葉市のガイドラインを活用し、保育士・幼稚園教諭への研修をおこなうよう、関係団体に申し入れること。
2. 性の多様性理解のため、「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」を活用し、商工会や青年会議所、市の委託事業者、指定管理者、民生・児童委員、青少年育成委員、スポーツ団体に対して研修をおこなうよう働きかけること。
3. 「千葉市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱」が医療関係者および高齢者福祉の関係者にしっかり理解され、当事者に適用されるよう、周知を徹底すること。
4. LGBTに関する電話相談は週1回日曜日の午後に加えて、平日の夜間にも開設すること。また、ラインによる相談を開始すること。
5. 当事者同士の居場所づくりをおこなう団体を支援すること。

- 千葉市の新庁舎建設にあたっては、I G R Tに配慮したトイレ・更衣室などを設置すること。
- 市民ネットワーク 2021年予算編成に向けての要望書
- み、避難所運営委員会などの場でも具体的に検討すること。
- 性の多様性を尊重するための条例作りを目指すこと。

7.交通安全

高齢者の運転免許返納が進むことで、交通弱者になる市民が増えています。移動手段の確保、安全な歩行空間や自転車の走行環境の整備、安全運転の啓発などすべての世代で安全を確保できる対策を求めます。

■高齢者の交通安全対策

- 車を運転しない高齢者の移動手段を確保できるよう、民間事業者の送迎バスの利用を推進すること。
- 運転能力に対しての不安を抱える高齢者がいる家族等の相談に応じられるように、あんしんケアセンターの職員へ支援メニューの情報提供をすること。
- 交通安全教室を警察や民間事業者と連携して行うこと。
- シニアカーや車いすの利用者が増えていることから、歩道の段差・急こう配の解消を進めること。

■自転車の安全な走行の確保と活用

- 「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」を踏まえ、ヘルメットの着用や保険の加入が進むようさらに啓発すること。
- 中高生には「ながらスマホ」や、夜間走行時の危険性を理解してもらうため、バス事業者のドライブレコーダーを活用し啓発すること。また自転車通学の生徒には反射材を配布すること。夜間に無灯火で走行する自転車の取り締まり強化を警察に働きかけること。
- シェアサイクル事業については、ステーションを増やすとともに、公共施設には、優先的にステーションを設置すること。シェアサイクル入門講座を開催すること。
- 警察と連携し自転車レーン上の駐車を減らすよう啓発すること。自転車レーン、自転車通行可能な歩道の整備を、引き続き進めること。
- 転倒事故防止のため、雨水溝と道路の境目の段差をなくすこと。

8.福祉のまちづくり

超高齢社会がすすみ、介護保険制度見直しの中で家族への負担は増えています。介護従事者の高齢化も進んでおり、新たな介護人材の育成も喫緊の課題です。複数の困難を抱える家族も増えている中で分野横断的な相談ができる窓口の設置が必要です。

■地域包括ケア

- 高齢者・障がい者・児童の福祉に包括的な相談体制をつくること。
- ヤングケアラーを含め、ケアラーの実態調査を行うこと。
- 各区の後方支援センターに主任ケアマネージャーを確保するため、待遇改善をするか、または内部の人材に資格取得を進めること。
- 生活支援コーディネーターの把握している情報を、ケアマネージャーも活用できるよう連携すること。
- 地域密着型サービス（小規模多機能居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など）を増やすために課題を整理し、対応すること。
- 終活に関する小規模講演会の開催回数や会場を増やすこと。

■病院事業

- 一般会計からの繰入金に過度に依存することなく、医業収支の改善を軸とした抜本的な経営の見直しをおこなうこと。
- 市立病院の運営や現状について、市民にきちんと情報公開し理解を求めること。
- 市立病院を訪れた患者さんが、気持ちよく受診できるよう、ボランティアを募集し育成すること。

■地域支援事業（総合事業）

- 要支援1・2の方へのサービスが低下しないよう総合事業を担う事業所と人材を、目標数を定めて増やすなど充実を図ること。また、従事者研修の機会を増やすこと。
- 参入できる団体を増やすため、申請の際の手続きを支援すること。

■介護の担い手を増やす

- ヘルパーの不足を解消するため資格取得研修費用の助成をすること。
- 介護従事者が千葉市で働き続けられるよう福利厚生面での支援をすること。

■障がいのある人への支援

- 障がい者が地域で主体的に暮らせるように、また保護者の高齢化や親亡き後に対応するため、住まいの場としてのグループホームの需要を調査し、計画的に増やしていくこと。
- 地域生活支援拠点の事業所1カ所当たりの担当者数を2人以上にすること。
- ワークホームは良さを認めこれからも存続できるようにすること。
- ワークホームの指導員に最低賃金を保証できる補助金を支給すること。
- 単身で車いす使用の方が市営住宅に入れなかった場合は、車いす仕様の民間アパートへの入居を補助すること。
- 盲ろう者の実態調査の結果に基づき、福祉サービスに繋げるほか、社会参加を支援すること。
- 盲ろう者向け通訳介助員養成の事業費を増額し、研修の充実を図ること。
- 障がいのある人に、公園や緑地の手入れができる仕組みをつくること。

■ ひきこもり対策

1. 生活自立・仕事相談センターを全区に開設すること。
2. 「千葉市ひきこもり地域支援センター」の職員へのLGBT理解のための研修を充実させること。
3. 「千葉市ひきこもり支援センター」が、「一般社団法人ひきこもりUX会議」と連携して「ひきこもり女子会」を開催すること。
4. 中間的就労※の場を運営する団体や事業者を評価し、サポートする体制を作り、増やすこと。

注) 中間的就労・・・一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと(人事労務用語辞典より)

9.社会で子育て

児童虐待事件が後を絶たない状況が続いています。背景には一人ですべてを抱え込んでしまう「孤育て」、貧困、格差など社会状況があると考えられます。安心して子どもを産み、育てることのできる千葉市にするため、支援の充実が必要です。子どもの育ちを支援するための保育、居場所事業の拡充を求めます。

■ 妊娠時からの切れ目ない支援

1. ファミリーサポートの申し込みについては利用しやすいようにオンラインでできるようにすること。
2. ファミリーサポート制度は問い合わせがあったら年齢にかかわらず柔軟に受け入れること。
3. 産後ケア事業については、業務委託先を増やすこと。また、デイケアを導入すること。
4. 産後女性のうつ予防には周囲のサポートが必要であるため、ポスター等で周知すること。
5. 2022年度の設置を目指す「子ども家庭総合支援拠点」については、要支援・要保護児童や特定妊婦を支援していくため、要保護児童対策協議会の機能を強化し、母子健康包括支援センターとも連携させること。十分な専門性を有する職員を配置すること。
6. 多胎児の妊娠出産は経費もかさむことから、妊婦検診費の補助は子どもの数に応じて増やすこと。
7. 多胎児の出産・子育てに備え、経験者のアドバイスが受けられるよう、支援の仕組みをつくること。
8. 多胎児のエンゼルヘルパーの利用期間を延長すること。

■ 子育てリラックス館

1. 出産後すぐ利用できる施設として市民への周知を図ること。
2. オンライン相談事業を充実させること。
3. 子育てオンラインサロンを開催すること。

■ 保育所・保育園

1. 子どもプランに掲げた一時預かりの目標を達成できるようにすること。多様な働き方に対応するため、保育所・保育園・こども園での一時預かりの定員を確保すること。
2. 待機児童解消のため民間保育園が急増し、経営重視で保育の質の低下が懸念される。良質な保育がされているかの指標の一つとして実態調査結果を公表すること。
3. 調査にあたっては、保育士の経営者に対する意見が聴取出来るようにすること。
4. 病院併設型以外の病後児保育施設を派遣型も含め検討すること。

■ 放課後等のこどもの居場所

1. 放課後子ども教室は、モデル事業を含めプログラム提供重視ではなく、見守りを中心とした居場所の運営にすること。
2. 放課後子ども教室は、コーディネーターの派遣を増やし、運営をサポートすること。
3. 一体型モデル事業について、利用していない家庭を含めて調査を行い丁寧に検証すること。
4. 子どもルームの指導員・補助指導員の処遇改善を行うこと。また、障がいのある子どもやLGBTへの理解を深めるための研修をおこなうこと。
5. 民間子どもルームの実態を把握し、問題があれば対処すること。
6. 子どもについての情報を共有するため、学校と子どもルームとの連絡体制を強化すること。
7. 高学年ルームの保育環境整備を進めると共に、3年生が、高学年ルームを使わなくてもよいようにすること。

■ 放課後等デイサービス

1. 放課後等デイサービスの質の確保のため、市が積極的に介入、指導すること。

■ 中高生の居場所

1. 千葉公園に中高生が気軽に遊べるスペース(ストリートバスケなど)を設けること。
2. 蘇我スポーツ公園に整備が予定されているスケートパークは、計画段階から、若者や子どもの参画をさせること。
3. 「子どもの居場所サポーター養成講座」、「子どものSOS支援員養成講座」を受けた人が、地域で活動できるように支援すること。
4. すでに中高生の居場所として開放している公民館、コミュニティセンター等公共施設の情報をSNSなどで発信すること。

■社会的義務

市民ネットワーク 2021年予算編成に向けての要望書

1. 児童相談所のケースワーカーの専門性を高めるため、研修に力を入れること。
2. 一時保護所における中高生の専用居所環境を整備すること。里親の支援体制を整えること。里親制度の市民への啓発をさらに進めること。里親への第一歩として「週末里親」の制度を取り入れることを検討すること。
3. 児童養護施設を卒業した子どもの千葉市独自の支援体制を検討すること。

■プレーパーク

1. プレーリーダーの処遇の改善をおこない、人数を増やすこと。
2. 「子どもの居場所サポーター養成講座」修了者が、プレーリーダーになるための研修も選べるようにすること。
3. 市内各所でプレーパークが開催できるように、出張プレーパークの仕組みを広く知らせ、周辺住民が参加しやすいようにすること。

10.子どもの貧困

コロナ禍で生活が困窮する家庭が増加傾向ですが、親への支援と同時に、貧困の連鎖を断ち切る取り組みや、子どもが子どもらしく生活する権利、学ぶ権利等を保障するための支援の充実が必須です。また、市民が主体となって開催している子ども食堂を支援する仕組みも必要です。

■スクールソーシャルワーカー

1. スクールソーシャルワーカーの人数を増やし、地域との連携を強化すること。

■こども食堂

1. 各区の公民館で子ども食堂が再開できるよう支援すること。
2. 子ども食堂の食材の寄附等の連絡窓口を担当するなど、市がコーディネート機能を担うこと。

■生活保護世帯等学習・生活支援事業

1. 学習の会場を増やし、希望者全員を受け入れられるようにすること。有料の会場借り上げ資金については、予算立てすること。
2. 民間団体と連携して、学習と同時に軽食を全区で提供できるようにすること。

■生活保護世帯等の子どもの支援

1. コロナ禍で経済的に困窮している家庭が増えているため、就学援助の制度を広く知らせること。
2. 学習支援や軽食の提供をおこなう団体を発掘し、支援を検討すること。
3. 修学旅行費などについては、積み立てを免除すること。
4. 子ども未来応援クーポンはより多くの事業者の登録を促し、利用者をふやすこと。

11.人と動物の共生

様々な動物の相関関係により成り立っている環境が、人間の自分勝手な振る舞いで壊されることがあります。ペットの適正飼養や、市の鳥であるコアジサシが安心して繁殖できる環境作りのため、ルールや目標を定め、市民全体で共有することが必要です。

■動物保護指導センター

1. 千葉市動物保護指導センターの再整備基本方針については、拙速に決定せず市民・ボランティア・専門家など様々な主体を交えて検討すること。
2. 動物愛護法改正の趣旨を踏まえ、必要な人員体制に予算をつけること。
3. ふるさと応援寄付金の「動物愛護事業」について、広く市民に知らせること。動物保護指導センターのトップページの主なコンテンツに入れること。
4. 飼い主のいない猫の避妊去勢手術は、応募された全数を公費で行うこと。

■生物多様性

1. 千葉市のレッドリストの見直しを行うこと。
2. 生物多様性戦略を策定すること。

■市の鳥「コアジサシ」の保護

1. コアジサシの保護に向けて市の職員と保全グループ、ボランティアが一緒のテーブルにつき対策委員会を立ち上げること。

■有害鳥獣対策

1. 有害鳥獣対策について、一元的に対応できる部署を設けること。

1. 環境 市民ネットワーク 2021年予算編成に向けての要望書

近年、気候変動が原因と考えられる大規模自然災害が頻発しており、対策が急務です。地方自治体でも可燃ごみ削減など、できることから取り組んでいく必要があります。また有害化学物質や降下ばいじんなどから市民を守るためにも、環境施策に積極的に取り組むことを求めます。

■地球規模の気候変動への対応

1. 千葉市気候非常事態宣言を発出すること。

■脱プラスチック

1. マイクロプラスチックの発生を防ぐため、過剰なプラスチックの使用を抑制し、川や海への流出を防ぐための啓発事業を積極的に展開すること。
2. ビーチクリーンの団体と市は連携し、団体や個人が活動しやすい環境・回収拠点の確保や、収集体制を整えること。
3. 公共施設の自動販売機からペットボトルをなくし、マイカップやマイボトルに注げる給湯給水機を導入すること。市が主催する会議ではペットボトルを配布しないこと。

■ごみ対策

1. 外国からの転入者には、転入手続きの際、分別について丁寧に説明すること。
2. 学校給食残渣のリサイクルシステムについては、モデル事業をしっかりと検証すること。
3. 剪定枝がリサイクルできていることを実感できる展示や広報を工夫すること。
4. ミニキエーロのモニター事業は希望者全員が体験できるようにすること。

■太陽光発電

1. 太陽光発電設備を設置するにあたって景観または眺望の阻害、太陽光パネルの反射光による住環境の変化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下などを防止し、設置計画の近隣への説明を義務付ける条例の制定を検討すること。

■LED

1. LED照明が環境や人体に及ぼす影響について引き続き情報を収集し、市民に周知すること。

■農薬・化学物質

1. 一般家庭で家庭菜園や庭に散布する農薬については、ネオニコチノイド系の農薬が蜂や人体に悪影響を及ぼすと言われていることを、千葉市政だよりや千葉市ホームページに記載すること。

■化学物質過敏症

1. 公共施設では体に有害な化学物質が使われないよう情報収集に努めること。国が実施する各種化学物質に対するリスク評価の動向を注視し、人体に有害な化学物質が使われないよう配慮すること。
2. 衣料用洗剤や柔軟剤の香料が健康被害や不快感を与えることを、千葉県のようにホームページで知らせたり、ポスターを公共施設などに掲示すること。
3. 香りの害で困っている人がいることについて、学習する機会を設けること。

■放射性廃棄物

1. 8000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で再生利用する方針の撤回等、再検討を国に求めること。また、市内での事業に除去土壌を再利用しないよう事業者に働きかけること。
2. 空間放射線量の定点観測は今後も継続すること。

■石けん使用

1. 化学物質過敏症の人々に配慮し保育所・学校、その他の公共施設では、無添加石けんを置くこと。また、特性を活かした使い方を周知すること。
2. グリーン購入推進方針の中の洗浄剤購入基準に、「石けん素地や純正石けんの表示があるものを使うこと」や、「EDTAや香料、着色料は使っていないこと」と追記すること。また、外郭団体や委託清掃事業者等にも周知徹底すること。

■臨海部の諸問題について

1. 臨海部の製鉄工場に対し、野積み原料（石炭・コークス・鉄鉱石・スラグ等）からの粉じんの飛散対策を引き続き強化するよう指導すること。
2. 蘇我町から問屋町にかけて、粉じんの被害に悩まされている住民の声があがっていることから、降下ばいじんの環境目標値の見直しの際には、現在の月平均・年平均の目標値に加え、「月に何日上限値を超えたかの指標」を設けること。
3. 蘇我エコロジーパーク構想の今後の方針については、市民参画で検討すること。
4. 天然ガス発電所を建設させないこと。

■街路樹

1. 街路樹路線の剪定の作業をするときは事前に現場に看板を立て、計画を地元知らせること。

13.まちづくり

空き家が増える一方で、林を切り開いての宅地造成が散見される昨今ですが、既存の森林や農地などの緑を活かしたまちづくりに力を入れるべきです。また誰にとっても住みやすい環境整備のためには、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることも重要です。

■空き家

1. 千葉市空き家等情報提供制度（すまいのリユースネット）をさらに周知し、登録者を増やすこと。
2. シルバー人材センターの「空き家等管理サポート事業」を広く周知するため、固定資産税の納付書を活用すること。
3. 支え合う地域づくりの推進を図るため、地域住民が集う場所や地域団体の活動拠点として空き家や空き店舗を活用できる仕組みを作ること。また、助成金が出る事業については千葉市のホームページですぐに分かるよう、情報の出し方を工夫すること。

■人に優しく活気のあるまちづくり

1. 市民活動の活性化やひとづくりを目指して、市民が主体的にボランティア活動に携わることができる仕組みを充実させること。チーム千葉ボランティアネットワークが核となり一元化した総合窓口を設け、市民に周知すること。
2. 中学生や高校生が、地域活動やボランティアに参加しやすい体制をつくること。
3. パラスポーツの理解を深めるため、児童・生徒だけでなく保護者への普及・啓発に努めること。
4. 高齢になっても、障がいがあっても街に出ていく事ができるよう、ネーミングライツ等を活用し、街なかの公共空間にベンチを増やすこと。
5. 公共施設の既存のトイレについては、外国人でもわかるように使い方のピクトグラム表示を後付けすること。
6. ユニバーサルツーリズムの視点を取り入れ、車いすやベビーカーでも波打ち際まで行けるバリアフリーのマットを海辺に導入出来るよう管理運用の仕組みをつくること。
7. 「千葉市ワンルームマンション建築指導要綱」に基づき、事業者を監督指導すること。

■農業を活かしたまちづくり

1. 千葉市の有機栽培の農産物を市民が購入できるようにすること。
2. 千葉市産の有機栽培農産物が増えるよう、農業者を支援すること。

■交通

1. 「地域公共交通計画」については、市民意見を充分に取り入れ、地域の実情に応じて策定すること。
2. 市内の主要駅では、災害や人身事故などでの電車の遅延の時等は、少なくとも英語でアナウンスするよう働きかけること。
3. 千葉駅と海浜幕張駅の千葉市観光協会の中に総合交通案内所を設置すること。観光情報センターについては、ニーズ調査を行い、営業時間を見直すこと。

14.学校教育

日本語を母語としない児童生徒やLGBT、発達障がい・学習障がい、家庭環境が複雑であるなど、子どもたちの置かれている状況は様々です。一人ひとりに寄り添い、生きる力を育む学校づくりを進めるため、具体的な施策に取り組むことを求めます。

■人権・命・平和を大切に教育

1. 学校教育においては男女平等教育および人間性に根差した性教育を実践すること。
2. 学校での性暴力を防止するため、密室で一对一での指導が行えないような対策を立てること。
3. 性暴力被害から身を守るようにするため、また加害者にならないようにするため、個人の尊厳を大切に教育を、DV被害者支援をおこなっているNPOや専門家の協力を得て小中高等学校において充実させること。
4. 中学校全校で思春期保健対策事業を実施すること。未実施校には積極的に働きかけること。
5. 「子どもへの暴力防止プログラム」（CAP）を教育に取り入れること。
6. 地域に在住の戦争体験者の話を聞いたり、DVDを視聴する機会を全小学校でつくること。

■食の安全性・食育

1. 遺伝子組換え食品やゲノム編集食品を学校給食に使わないようにすること。
2. 学校給食の放射性物質検査を継続すること。
3. 学校給食には、地場産米の割合を増やしていくこと。
4. 児童・生徒が関心を持てる題材を活用して、食の大切さを教える機会をつくること。

■LGBTの子どもたちの理解と支援

1. 性の多様性尊重のため「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（職員向け）」や「千葉市のガイドライン」を使って、すべての教職員向け研修を行うこと。
2. 児童・生徒と保護者向けの性の多様性の理解を深めるための副読本を作成し、学習の機会を各学校で設けること。特に、民間団体を活用し、当事者の話が聞けるよう具体的な計画をたてること。

3. 学校内に I G R T の児童・生徒がいるアトがなかった場合や、相談があった場合には、教員のサポートチームを作り、リーダ市民ネットワーク 2021年予算編成に向けての要望書 たること。

4. 制服のあり方検討が進むよう働きかけること。
5. 髪形など外見に関わる校則について、男女差を撤廃すること。

■幅広い教育の充実

1. 子どもに寄り添った教育を目指し、補助教員を増やすなど少人数での学習指導ができるよう体制を見直すこと。
2. 教育基本法にも位置付けられている政治教育の充実を進めるため、小学生から高校生まで段階に応じた資料の活用や様々な関係団体と連携した、多様なプログラムを取り入れること。
3. 中学校のキャリア教育の中で労働の意味や労働者の権利（アルバイトも含めて）を教え、働くうえで困った場合の相談窓口についても情報提供をおこなうこと。
4. トラブルに巻き込まれないよう、具体的な事例を挙げて全ての生徒に消費者教育をおこなうこと。また、研究推進校を増やすこと。

■支援の必要な子どもへの対応

1. 支援の必要な子どもについては、学校関係部署だけでなく、子どもルームや放課後デイサービス、医療機関等とも情報共有が図れるようにすること。
2. 「こどもにこにこサポート」については、家庭内のことや性的違和に悩む子どもが、相談しやすいよう呼びかけ文を工夫すること。
3. 鍵盤ハーモニカ本体や算数セットなどが共有できるよう、学校一括管理の仕組みを検討すること。

■ICT技術の導入

1. 携帯基地局の設置については、電磁波についての学習会を開くなどして市民の不安に誠実に対応すること。
2. 一人一台端末を使用するにあたっては、目や姿勢に与えられる影響が大きいことから、使い方に配慮すること。

15.多様な学びの場

「公立夜間中学設置についてのアンケート調査」の結果を踏まえて、日本語に不自由を感じている方、義務教育未修了者、形式卒業者等が学べる公立夜間中学を開設することを求めます。また、教育機会確保法の理念に基づいて、不登校児童・生徒への教育機会の確保と支援の拡充が必要です。

1. 中学校の形式卒業者や、日本語指導が必要な生徒の「学ぶ権利」を保障するため、夜間中学の開設に向けての検討を進めること。
2. 日本人・外国人にかかわらず児童・生徒の小中学校への受け入れは、本人の希望に応じて学校教育法の特例として学齢に限らず柔軟に対応すること。
3. 生活言語・学習言語に特別な支援の必要な児童・生徒の実態を踏まえ、国籍にかかわらず日本語指導通級教室を各区一か所は確保し、交通費の支給もすること。
4. 多様な学びの場に関する情報を子どもたち・保護者が容易に得られるよう、教育センターや国際交流協会などと連携して、フリースクール・夜間中学などの情報を掲示したり、相談窓口で紹介するなどの工夫をすること。また、インターネットでの情報提供を進めること。
5. 市内の不登校児童・生徒の支援をしている民間支援団体との連携を密にし、多様な学びの場として認めること。
6. 不登校の児童・生徒がフリースクール等を利用する時の経済的支援を行うこと。
7. 外国人児童・生徒にきめ細かな対応ができるような人員を配置すること。
8. 各地区図書館・分館に、外国人が日常的に使えるやさしい日本語のテキストや辞書、絵本など多言語の資料を用意すること。
9. 公民館、勤労市民プラザ、コミュニティーセンター、保健福祉センターの会議室にWi-Fi環境を整備すること。

16.社会教育・生涯学習

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会教育や生涯学習のあり方も大きな見直しを迫られています。子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用できる公民館や図書館を社会教育の核としつつ、どこからでもアクセスできるオンラインの活用が必要です。

■公民館

1. 公民館職員が社会教育施設としての公民館の意義を理解し、地域の特性を活かした事業展開ができるよう、社会教育主事を各館一名は配置すること。また、公民館運営懇談会の開催回数を増やし、活性化を図ること。
2. 公民館主催事業は、広く地域住民の声を聞いて企画すること。また、市政の課題なども取り上げること。
3. 身体の不自由な人々や公民館に来られなかった人々が、社会教育をオンラインで受けられるようにすること。
4. 公民館の様々な主催事業にジェンダーの視点を取り入れること
5. 公民館スタッフ全員が揃って会議や研修ができるよう、月1回程度の休館日を検討すること。
6. 公民館は社会教育施設として維持し、使用料は今後も無料とすること。
7. 公民館図書室の資料に関しては、地域住民の要望を踏まえて、千葉市図書館と連携を図りながら選書すること。
8. 地域住民とともに、災害時避難所としての機能を高めること。

■図書館

1. 図書館の資料費には十分な予算措置をおこなうこと。

2. 図書館における司書の役割を考慮し、図書館正担職員の有資格率を50%にすること。職員が司書資格をとりやすい職場の環境
市民ネットワーク 2021年予算編成に向けての要望書

3. 窓口業務委託された「みずほハスの花図書館」の職員や指定管理者制度を導入した公民館図書室の職員への研修は、引き続き中央図書館がおこなうこと。
4. 地域に根ざした図書館運営をすすめるため、今以上、図書館の窓口業務委託は増やさないこと。

17.文化・芸術の振興

美術館のリニューアルオープンは、文化・芸術の振興に新たな一歩となりました。今後、その成果を全市に波及させることが必要です。文化や芸術が活性化するような環境づくりを期待します。

1. 文化施設の管理運営の評価は、各指定管理者が掲げている施設の社会的使命や役割（ミッション）を踏まえた、入場者数にとられない専門的見地からの評価制度とすること。
2. 小・中学校における芸術鑑賞の予算を確保し、全校で実施すること。
3. 文化芸術公演の障がい者への対応・観劇サポート事業（字幕アプリの導入、手話、音声案内など）に引き続き取り組むこと。
4. 乳幼児に向けた「はじめての芸術鑑賞会」事業を検討すること。
5. 横浜市のアーツコミッション・ヨコハマを参考に市の文化振興財団の人材を育成すること。

17.人権・平和

いじめや性暴力など、人権を蹂躪するような事件が本市でも起きています。誰もが人として尊重され、暮らしやすいまちをつくるためには、お互いを理解し合い、敬意を払い、争いを平和的に解決するような取り組みが必要です。

■人権・平和施策

1. 各部署に人権問題の担当者を置き、連携して包括的な人権施策を進めるための部署を設置すること。
2. 「子どもの権利条約」の内容を十分に市民や子どもたちに知らせるため、ホームページに掲載すること。
3. 千葉市がおこなっている「子ども電話相談」は、子どもや保護者が電話しやすい昼休みも開設すること。
4. 千葉空襲写真パネル展は、子どもが関心を持てるように参加型の企画を盛り込むよう工夫すること。また、多言語対応すること。

■性暴力被害者支援

1. 性暴力被害支援をおこなっている団体があることを、市政だよりなどを使って積極的に広報すること。
2. 県が作成した性暴力被害相談窓口のアドレスや電話番号などの情報を載せたカードを、学校を含めすべての公共施設のトイレに配置して、被害者が相談しやすい配慮をすること。また、相談費や医療費も公費で負担することをカードに書き加えること。

■不祥事対策

1. 消防局不祥事防止対策検討委員会に外部の識者を入れ不祥事の再発防止に努めること。
2. 教育者の性的虐待については、専門家を含む第三者委員会で検証すること。

■選挙

1. 期日前投票の混雑状況をツイッターやLineなどで知らせること。
2. 選挙期間中は、千葉市のトップページに目立つように「選挙ページへのリンクバナー」を表示すること。

Copyright(C)2010 市民ネットワーク、All rights reserved.

[Close](#)